

災害救助法適用地域における災害で被害を受けた受験生への検定料免除について

佐世保工業高等専門学校では、入学者選抜について、下記のとおり検定料免除を実施します。該当する方は、本校学生課入試担当までお問い合わせください。

記

1. 対象者

前年度の入学者選抜試験実施日から、当該年度の入学者選抜試験実施日の前日までの間に被災し、以下の①又は②に該当する入学志願者

- ① 本人または学資負担者が災害救助法の適用を受けた地域で被災し、居住する家屋が半壊以上（床上浸水を含む。）の被害を受けた場合
- ② 学資負担者が災害救助法の適用を受けた地域で被災し、死亡（行方不明を含む。）した場合

3. 申請方法

本校に検定料免除を申請する旨を連絡(※)し、以下の書類を提出してください。

<申請書>

- ・検定料免除申請書

<添付書類>

- ・罹災証明書等（上記①の申請を行う場合）
- ・死亡診断書等（上記②の申請を行う場合）

(※)この申請を行う場合、検定料の納付は不要です。Web出願の事前登録を行う際は、本校の指示に従って入力ください。

添付資料の提出が困難な場合は、検定料を納付したうえでの申請が必要です。

（後日、提出書類によって要件を満たすことが確認できた場合、還付請求書の提出により返還を行います。）

問い合わせ先

佐世保工業高等専門学校 学生課入試担当

〒857-1193 長崎県佐世保市沖新町1-1

電話 0956-34-8428